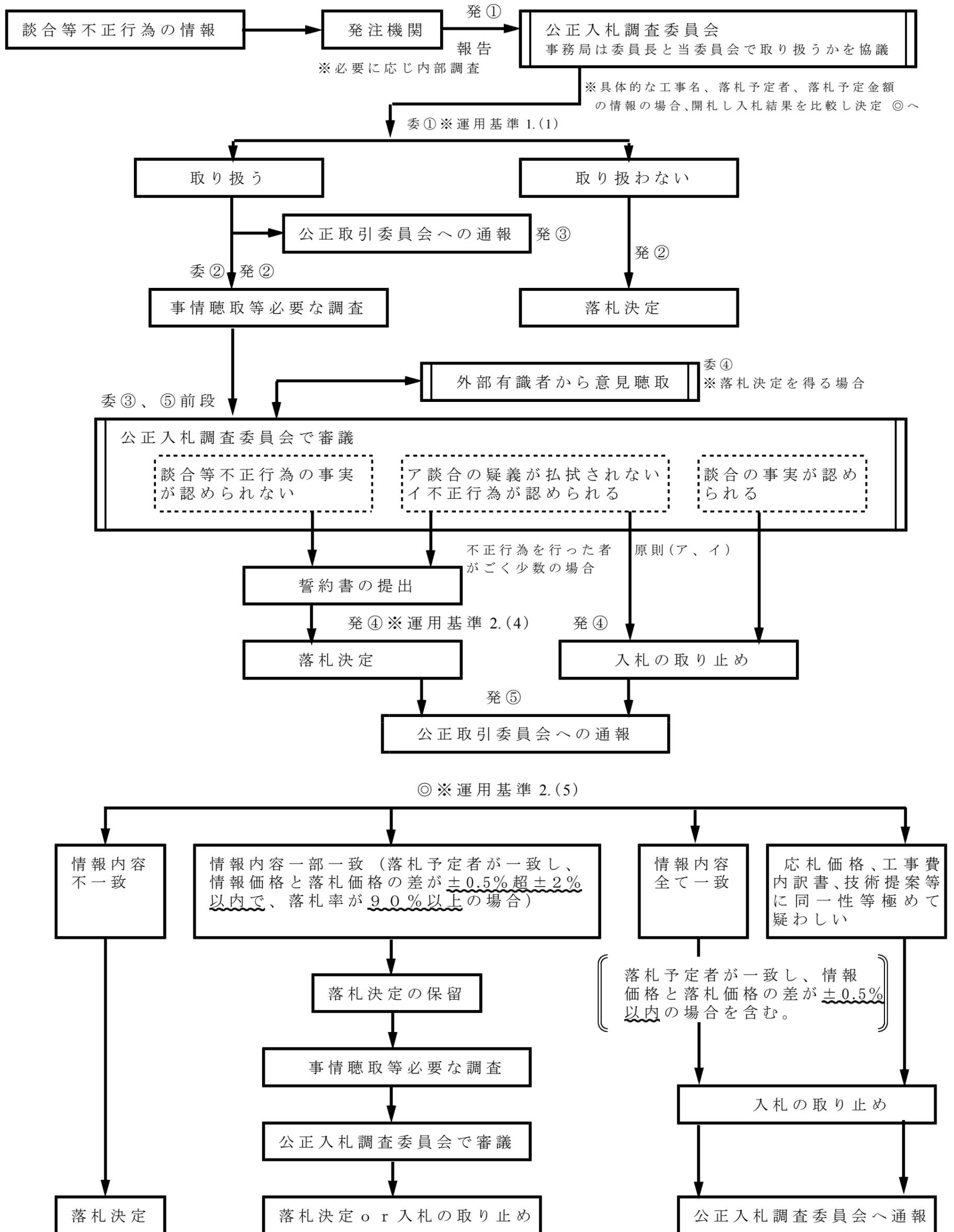


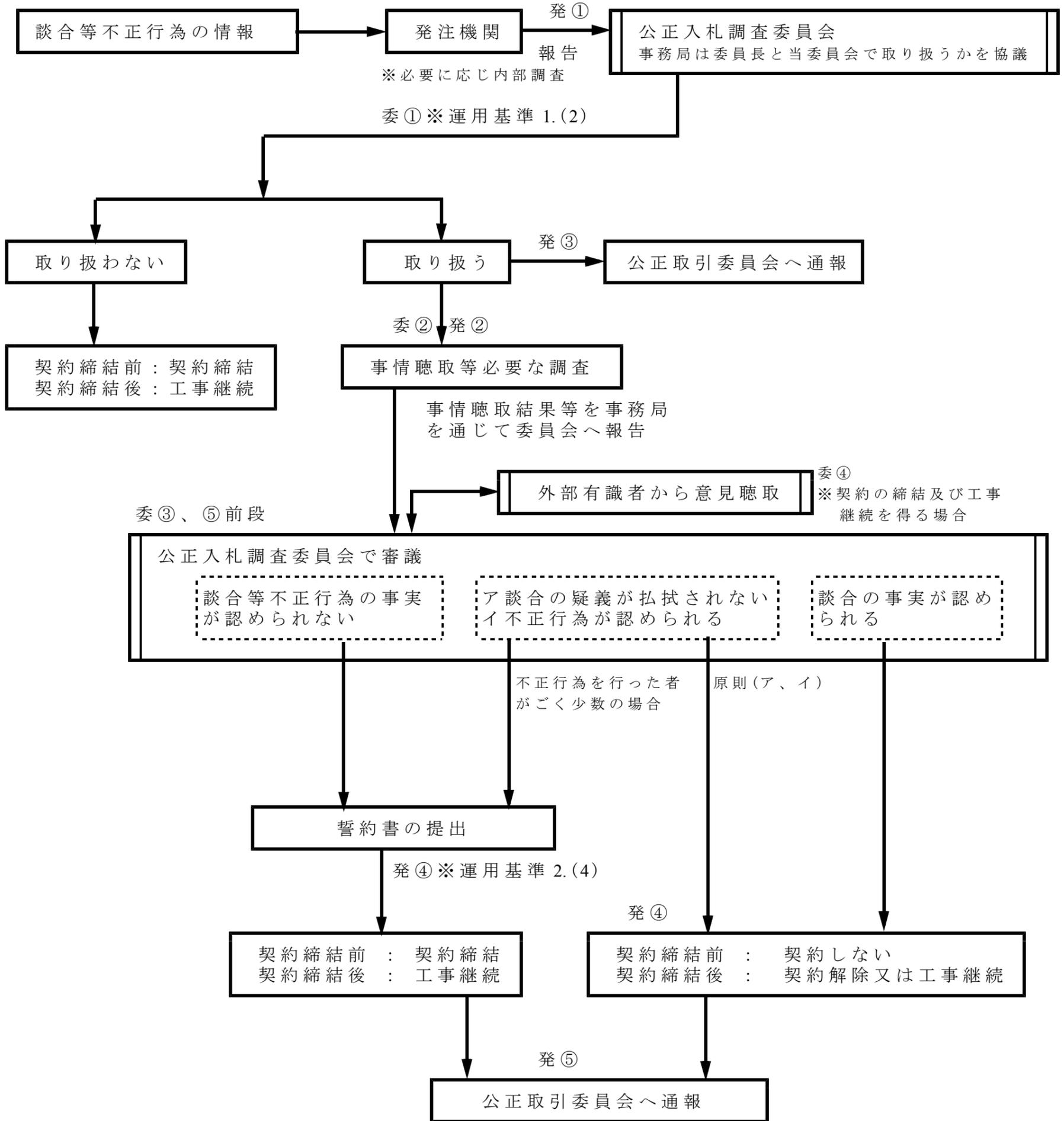
1 開札前又は開札後で落札決定前の対応フロー図（談合等不正行為）



○公正取引委員会への通報（発③、⑤）  
 ※談合情報等として取り扱った案件について報告する  
 刑法上の談合罪にあたる疑いがある場合、警察当局にも通報する  
 ○報道機関への資料提供（委⑤後段）  
 ※公正入札調査委員会で審議後、資料提供する

※発①はマニュアルの2ページ(2)①を参照

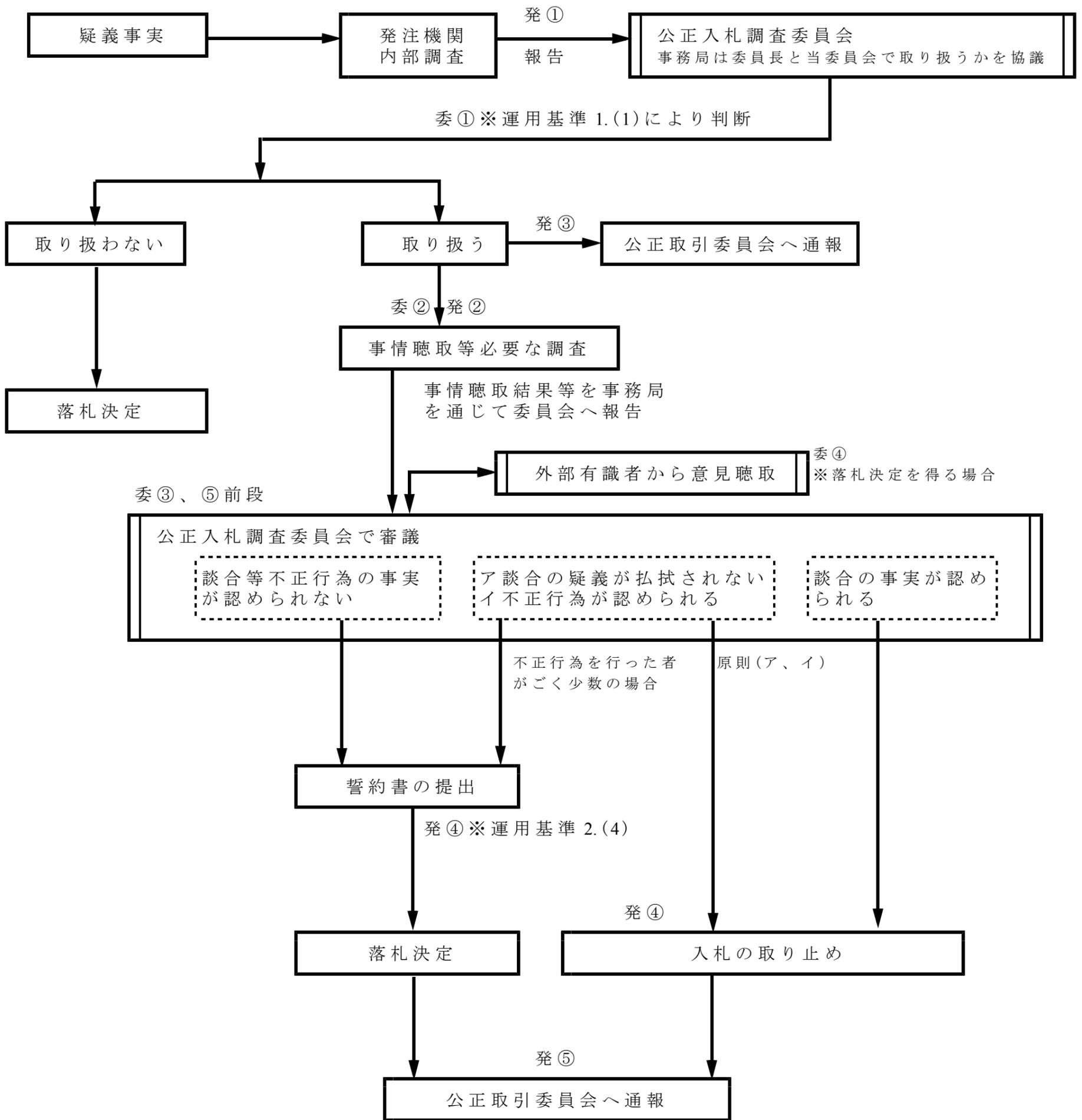
2 落札決定後で契約締結前又は契約締結後の対応フロー図（談合等不正行為）



○公正取引委員会への通報（発③、⑤）  
 ※談合情報等として取り扱った案件について報告する。  
 刑法上の談合罪にあたる疑いがある場合、警察当局にも通報する  
 ○報道機関への資料提供（委⑤後段）  
 ※公正入札調査委員会で審議後、資料提供する

※発①はマニュアルの2ページ（2）①を参照

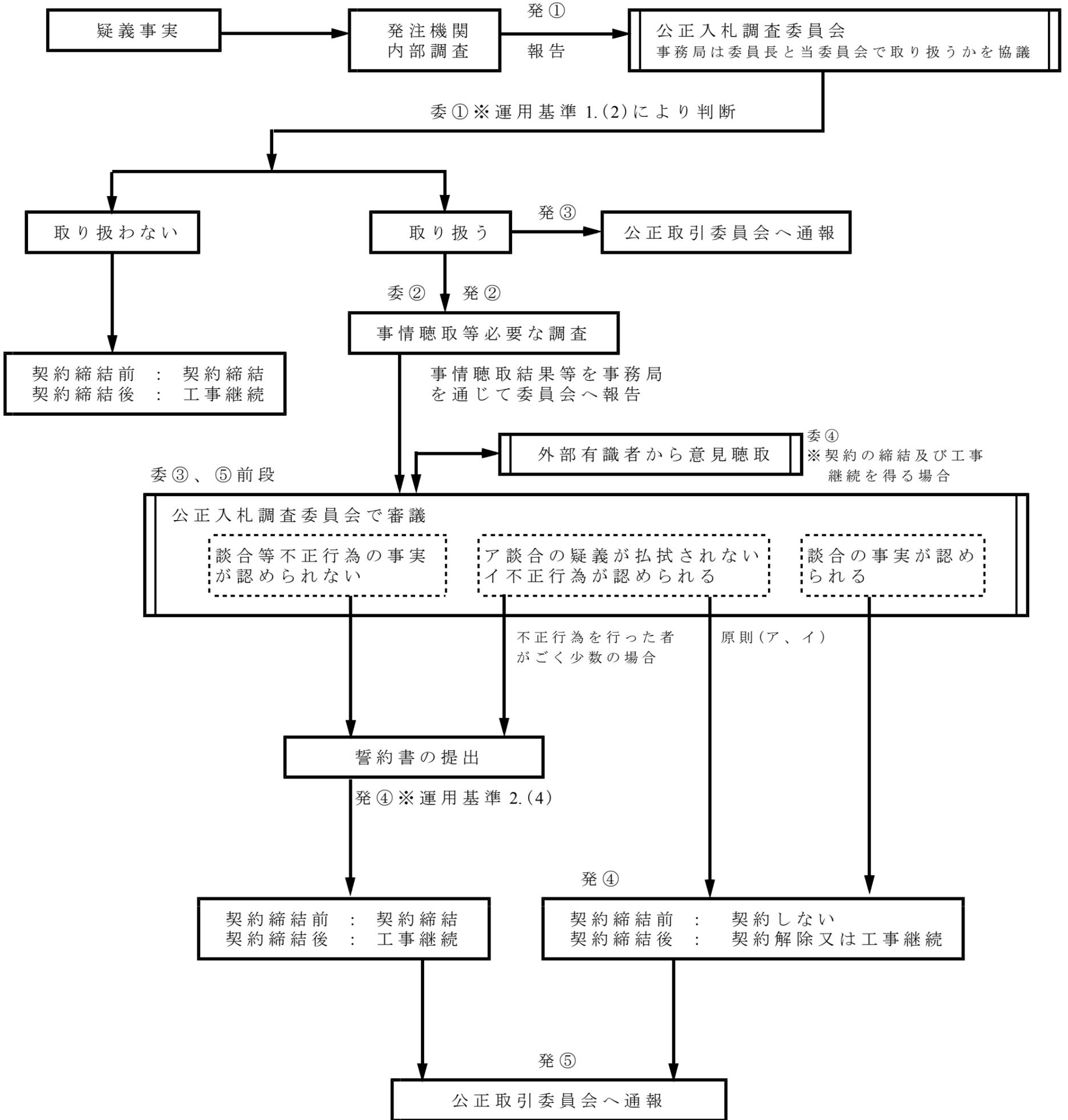
3 開札前又は開札後で落札決定前の対応フロー図（疑義事実）



- 公正取引委員会への通報（発③、⑤）  
※談合情報等として取り扱った案件について報告する  
刑法上の談合罪にあたる疑いがある場合、警察当局にも通報する
- 報道機関への資料提供（委⑤後段）  
※公正入札調査委員会で審議後、資料提供する

※発①はマニュアルの2ページ（2）①を参照

4 落札決定後で契約締結前又は契約締結後の対応フロー図（疑義事実）



○ 公正取引委員会への通報（発③、⑤）  
 ※ 談合情報等として取り扱った案件について報告する  
 刑法上の談合罪にあたる疑いがある場合、警察当局にも通報する  
 ○ 報道機関への資料提供（委⑤後段）  
 ※ 公正入札調査委員会で審議後、資料提供する

※ 発①はマニュアルの2ページ（2）①を参照